

被処分者	認定証番号	茨城県公安委員会 認定第464号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	圏央代行
	主たる営業所が所在する市町村	茨城県猿島郡境町
処分年月日		令和6年3月6日
処分内容		指示処分
処分理由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条に規定する損害賠償責任保険（共済）契約について、保険（共済）掛金の未払いにより、契約が失効した随伴用自動車を用いて運転代行業務を行ったため。
根拠法令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条及び第22条第2項
処分を行った都道府県		茨城県